

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成17年3月3日

京都市長 榊本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市西京区下津林佃5番地36 望月秀祐

2 建築協定の名称

京都市西京区阪急桂南住宅地区建築協定

3 建築協定区域

京都市西京区下津林佃5番地2から5番地7まで、5番地10から5番地29まで、5番地33から5番地46、5番地49から5番地51まで、5番地53、5番地55から5番地65まで、5番地68から5番地76まで、5番地79から5番地86まで、5番地88から5番地101まで、5番地110から5番地118まで、5番地120から5番地123まで、5番地126から5番地129まで、5番地132、5番地133、5番地135から5番地137まで、5番地140、5番地142、5番地146、5番地148から5番地150まで、5番地152から5番地158まで、5番地163から5番地165まで、5番地167から5番地172まで、5番地174から5番地179まで、5番地181から5番地188まで、5番地190から5番地193まで、5番地195から5番地197、8番地1、8番地3、8番地5から8番地8まで、9番地2、14番地1、14番地2、14番地7から14番地10まで、15番

地 1, 24 番地 1, 24 番地 2, 24 番地 4, 68 番地 1, 68 番地 3 から 68 番地 6 まで, 69 番地 4 から 69 番地 7 まで, 70 番地 4 から 70 番地 7 まで, 71 番地 2, 71 番地 3, 72 番地 1 から 72 番地 3 まで, 72 番地 5, 72 番地 6, 75 番地 1 及び 75 番地 2 並びに同区下津林六反田 1 番地 6 から 1 番地 8 まで, 1 番地 12 から 1 番地 22 まで, 1 番地 24, 1 番地 25, 1 番地 27 から 1 番地 40 まで, 1 番地 43 から 1 番地 52 まで, 1 番地 54 から 1 番地 63 まで, 1 番地 65 から 1 番地 78 まで, 1 番地 80, 1 番地 82 から 1 番地 84 まで, 1 番地 86 から 1 番地 101 まで, 1 番地 103 から 1 番地 108 まで, 1 番地 110 から 1 番地 114 まで, 1 番地 118 から 1 番地 124 まで, 1 番地 126 から 1 番地 131 まで, 1 番地 134, 1 番地 135, 1 番地 137 から 1 番地 142 まで, 1 番地 149 及び 55 番地 1 から 55 番地 7 まで

#### 4 建築協定区域隣接地

京都市西京区下津林佃 2 番地 1, 3 番地, 4 番地, 5 番地 48, 5 番地 54, 5 番地 66, 5 番地 77, 5 番地 78, 5 番地 119, 5 番地 159 から 5 番地 162 まで及び 5 番地 194 並びに同区下津林六反田 1 番地 23, 1 番地 42, 1 番地 53, 1 番地 79, 1 番地 115, 1 番地 117, 1 番地 136 及び 1 番地 146 から 1 番地 148 まで

#### 5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 用途, 形態及びその他の事項

#### 6 建築協定の期間

10 年間

#### 7 認可年月日及び番号

平成 17 年 2 月 25 日第 2 号

(都市計画局建築指導部指導課)